熊本国際空港株式会社 国際線旅客取扱施設利用料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本国際空港株式会社(以下「空港会社」という。)が所有、管理する熊本空港旅客ターミナルビル(以下「本建物」という。)における旅客取扱施設の利用に係る料金その他の供用条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「旅客取扱施設」とは、本建物におけるロビー・待合室等の旅客 公衆部分、並びに案内情報設備の機能設備をいう。

(料金)

- 第3条 空港会社は、旅客取扱施設を利用する者(以下「利用者」という。)のうち、出発 旅客から「旅客取扱施設利用料(以下「施設利用料」という。)」を徴収するものとする。
- 2 施設利用料の額(消費税を含む。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、年齢の確認ができない運賃(航空券)を使用する者は、12歳以上の者とみなす。又、満2歳未満で小人に適用可能な運賃(航空券)を使用する場合は、小人とみなして施設利用料を徴収する。

出発旅客 (大人):満12歳以上の者1人当たり700円出発旅客 (小人):満2歳以上12歳未満の者1人当たり350円

(施設利用料の徴収)

- 第4条 航空運送事業者その他離着陸等で本建物を利用する者(以下「航空運送事業者等」という。)は、航空券を発行する際に、空港会社に代わり出発旅客から施設利用料を徴収するものとする。
- 2 航空運送事業者等は、第11条に定める旅客数報告書に記載された出発旅客数に基づき、施設利用料を1箇月分取りまとめて、空港会社が指定する期限までに空港会社に納入するものとする。
- 3 航空運送事業者等は、前条第1項及び第2項の規程にかかわらず、次に掲げる場合は、 搭乗手続きをする前に、空港会社に代わり旅客から施設利用料を徴収し、又は施設利用料 を立て替え、これを空港会社に納入するものとする。
 - (1) 正当な理由に基づき、航空券を発行しない場合。
 - (2) 自己の責めに帰すべき理由により、施設利用料の徴収を失念(取り漏れ)した場合
- 4 空港会社は、施設利用料を納入した航空運送事業者等に対し、別に定める手数料を支払 うものとする。
- 5 空港会社は、航空運送事業者等が施設利用料の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、年14.5パーセントの割合

で計算した延滞金を延滞した施設利用料とは別に徴収するものとする。

- 6 前項の延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 空港会社は、前条第2項の規程にかかわらず、次に掲げる出発旅客については、施設利 用料を徴収しないものとする。
 - (1) 閣議等により国公賓及び国公賓に準じて取り扱うことになった外国の賓客 (以下「国公賓等」という。)
 - (2) 国公賓等の同行者で、代理通関又は機側通関を認められた旅客
 - (3) 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)により退去強制を受けた旅客のうち国費で本邦から本邦外の地域に送還されるもの
 - (4) 法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行 する証明書が航空会社等から提出されたもの
 - (5) やむえない事情のため、熊本空港に不時着した航空機、または代替空港として熊本空港に着陸した航空機の旅客
 - (6) 航空交通管制その他行政上の必要から熊本空港に着陸を命ぜられた航空機の 旅客
 - (7) 熊本空港から離陸後、やむをえない事情のため他の空港に着陸することなし に熊本空港に着陸した旅客
 - (8) 熊本空港において、機体もしくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から出発が翌日以降になった航空機の旅客のうちすでに料金を支払ったもの
 - (9) 前各号のほかに、空港会社が徴収しないものとして特に認めた者

(払い戻し)

第5条 施設利用料の支払い後の払い戻しについては、利用者が空港からの出発を取りやめたとき、又は空港会社が必要と認めた場合に限り、航空券を発券した航空運送事業者等が払い戻しを行う。なお、施設利用料の払い戻し方法等については、航空券を発券した航空運送事業者等の定めるところによる。

(使用の停止等)

第6条 空港会社は、利用者が施設利用料を支払わなかったときは、旅客取扱施設の利用の 停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(禁止行為)

- 第7条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 旅客取扱施設を破損し、又は汚損すること。
 - (2) 空港会社の承認を受けないで、旅客取扱施設の現状を変更すること。
 - (3)業務上必要な場合を除き、旅客取扱施設の運転操作のための施設に立ち入り又はこれを操作すること。
 - (4)前3号までに掲げるもののほか、旅客取扱施設の管理上支障となる行為をする

こと。

(供用の休止)

- 第8条 空港会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客取扱施設の全部又は一部の供用を休止 することがある。
 - (1) 旅客取扱施設が破損し、又は故障したとき。
 - (2) 旅客取扱施設に修理その他の工事を施すとき。
 - (3)前2号までに掲げる場合のほか、旅客取扱施設の管理上特に必要があるとき。(免責)
- 第9条 空港会社は、旅客取扱施設の全部又は、一部の供用の休止により生じた損害については、空港会社の責めに帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により、旅客取扱施設を破損、汚損し、又はその他の行為により空港会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告書等の提出)

第11条 航空運送事業者等は、施設利用料徴収業務に必要な区間別旅客数報告書及び翌 月分のフライトスケジュールリストを、それぞれ空港会社が指定する期限までに空港 会社に提出しなければならない。

(事務手続き等)

第12条 空港会社と航空運送事業者等間における施設利用料の収受に関する事務手続き その他条件は、別途両者間での取り決めによる。

(規程の変更)

第13条 空港会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行 う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を空港会社のウェブサイトで周 知する。かかる変更後に航空券の発券を受け、又は空港の旅客取扱施設を利用して、出 発する旅客は、変更後の規程に承諾したものとみなし、変更後の規程を適用する。但し、 効力発生日の前日までに第3条第2項に基づく支払がなされた航空券については、当 該変更前のこの規程を適用する。

(規程の適用)

- 第14条 この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程の定めのない事項については、日本法を適用する。
 - 2 この規程に関する争いについては、熊本地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附則

1. この規程は、2023年3月23日から施行する。

2.	第3条に定める施設利用料は、2023年3月23日以降に航空券を発券し、熊本空港国際線を使用して出発する利用客に適用されます。